

「福島市公設地方卸売市場」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月22日	現場説明会	1 団体参加 ・ 時間：午後 1 時 3 0 ～ ・ 内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月23日～26日	質問書の受付	質問なし
3	8月1日	質問に対する回答	「福島市公設地方卸売市場」分は該当なし
4	8月2日～19日	指定申請書受付 (市場管理課)	1 団体申請 ・ 申請書類の内容等点検、受付
5	8月29日	面接審査 (市役所 7 階 7 0 1 会議室)	1 団体面接 ・ 時間：午前 1 1 時～ ・ 内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月30日	第 1 次審査 (農政部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7 項目 ・ 各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・ 委員持点：各評価項目それぞれ 1 0 点
7	10月11日	第 2 次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・ 農政部指定管理者管理運営委員会第 1 次審査の結果報告 ・ 指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者

- ・「一般社団法人福島市公設地方卸売市場協会」／最終合計点：65.25 点 （交渉順位第 1 位）

3 審査結果

【審査集計表】

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	3.90点
② 施設利用者サービスの観点に立った施設利用促進	15%	4.95点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	4.50点
④ 効率的な施設の維持管理	20%	7.40点
⑤ 関係法令等の遵守体制	15%	4.80点
⑥ 社会的価値の実現	10%	2.90点
⑦ 安定した施設運営	15%	4.05点
合計	100%	32.50点
※管理運営委員会委員が5名につき1項目50点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		65点
上記採点結果に【前指定期間評価による加点】（+0.25点を加点）した最終合計点		65.25点

【評価コメント】

- ①「市民生活に欠かせない施設」、「市民生活の安定」など設置目的を十分理解し、「経営展望」を策定することで目標値を意識した運営を実施しており、地域拠点市場としての消費者に向けた目的に合致している。
- ②施設の性格上、場内事業者へのサービスが中心となるが、標準的なサービス提供が提案されていると思われる。
- ③指定管理料については、標準経費との比較により決定。
- ④維持管理に創意工夫があり、これまでの実績を踏まえ適正と判断する。
- ⑤概ねセキュリティ対策が実行されていると思われる。
- ⑥指定管理料を意識した雇用条件、内容とされたい。
- ⑦経験豊富な職員が多く、これまでの施設運営業務の実績も評価できる。

4 参考

■提案内容の評価の視点

- ① 施設の設置目的の理解
 - ア 管理運営方針は、施設の設置目的に沿っているか
 - イ 目標値及び重視するサービス項目の設定が的確であるか
- ② 施設利用者サービスの向上及び市場活性化対策
 - ア 上記ア、イを踏まえ、利用者に対するサービス向上が見込まれる提案となっているか
 - イ 本市場の特性を最大限発揮し、市場の活性化を推進するための方策となっているか
- ③ 指定管理料（費用）設定の考え方
 - ア 標準的経費により採点
 - イ 必要な費目の設定は妥当か
- ④ 効率的な施設の維持管理
 - ア 保守管理点検等の施設管理計画が妥当か
 - イ 施設の維持管理にあたり関係法令に基づく業務遂行が可能な組織体制であるか
- ⑤ 関係法令等の遵守体制
 - ア 市場の運営にあたり関係法令に基づく業務遂行が可能な組織体制であるか
- ⑥ 社会的価値の実現
 - ア 雇用や労働条件等に配慮した取り組みを行っているか
- ⑦ 安定した施設運営
 - ア 安定した施設管理に必要な業務遂行能力を有する職員計画となっているか
 - イ 類似施設の施設管理の実績があり、十分なものか
 - ウ 団体の経営状況は良好か

■指定管理者採点における加点または減点について

1 趣 旨

利用者へのサービス向上と施設管理の安定性、継続性の観点から、前指定期間評価による加点または減点を行う。

2 加点または減点算出方法

これまでの指定管理者については、令和元年度～令和5年度（令和2年度を除く）の指定期間の評価結果を基に下記の通り積算し、その平均点を加点または減点する。

<令和元年度～令和4年度（令和2年度を除く）> ※令和2年度はコロナ禍により総合評価未実施。

- ・総合評価が「S（非常に良い）」⇒1年あたり：+1点
- ・総合評価が「A（良い）」⇒1年あたり：+0.5点
- ・総合評価が「B（標準である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「C（努力が必要である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「D（改善が必要である）」⇒1年あたり：加点なし

<令和5年度>

- ・総合評価が「S（非常に良い）」⇒1年あたり：+3点
- ・総合評価が「AA（良い）」⇒1年あたり：+2点
- ・総合評価が「A（良い）」⇒1年あたり：+1点
- ・総合評価が「B（標準である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「C（努力が必要である）」⇒1年あたり：△1点
- ・総合評価が「D（改善が必要である）」⇒1年あたり：△3点

上記により算出された点数を採点によって出た点数（各部指定管理者管理運営委員会により審査委員数が異なるため、採点結果を100点満点に換算する）に加点または減点することとする。